

官報 号外

令和六年五月三十一日

○第二百十三回 参議院会議録第二十三号

令和六年五月三十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

令和六年五月三十一日

午前十時開議

第一 情報通信技術の活用による行政手続等に
係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の
簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会
形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

第二 新たな事業の創出及び産業への投資を促
進するための産業競争力強化法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

日程第一 情報通信技術の活用による行政手続
等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の
簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及び
デジタル社会の形成等に関する特別委員会議事機
崎仁彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔磯崎仁彦君登壇、拍手〕

○磯崎仁彦君 たいま議題となりました法律案
につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成
等に関する特別委員会における審査の経過と結果
を御報告申し上げます。

本法律案は、データの品質の確保、公的基礎情
報データベースの整備等の推進、移動端末設備を
用いたマイナンバー等の確認のための仕組みの創
設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公的基礎情報データ
ベースの整備の在り方、マイナンバーカードの機
能の移動端末設備への搭載の推進、マイナンバー
カードの偽造対策、行政手続のオンライン化の推
進等について質疑が行われましたが、その詳細は
会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党の伊藤委員より反対の旨の意見が述べられ
ました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 新たな事業の創 出及び産業への投資を促進するための産業競争力 強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員
長森本真治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 たいま議題となりました新たな
事業の創出及び産業への投資を促進するための産
業競争力強化法等の一部を改正する法律案につ
きまして、経済産業委員会における審査の経過と結
果を御報告申し上げます。

〔森本真治君登壇、拍手〕

本法律案は、国際的な企業立地に係る競争の激
化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事
業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国
産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う
中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の

認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の
運用期限の延長等の措置を講ずるなど、四法律に
ついて改正を行うとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取
するとともに、我が国経済の失われた三十年に
至った要因及び今後の産業政策の在り方、戦略分
野国内生産促進税制の効果やサプライチェーン全
体に波及させる必要性、イノベーション拠点税制
の意義及び対象範囲の妥当性、中堅・中小企業の
M&Aにおける課題等について質疑が行われ
ましたが、その詳細は会議録によって御承知願
います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して岩淵友委員より反対する旨の意
見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して七項目から成る附帯決
議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議長	尾辻 秀久君
副議長	長浜 博行君
議員	伊藤 岳君 松野 明美君 仁比 聡平君 倉林 明子君 柳ヶ瀬裕文君 岩淵 友君 藤巻 健史君 井上 哲士君 石井 苗子君 小池 晃君 東 徹君 柴田 巧君 安江 伸夫君 窪田 哲也君 音喜多 駿君 塩田 博昭君 竹内、真二君 高木かおり君 宮崎 勝君 梅村 聡君 杉 久武君 石井 章君 新妻 秀規君 浅田 均君 若松 謙維君 松沢 成文君 横山 信一君 山本 博司君 竹谷とし子君
	吉良よし子君 山添 拓君 中条きよし君 梅村みずほ君 紙 智子君 串田 誠一君 山下 芳生君 片山 大介君 田村 智子君 清水 貴之君 猪瀬 直樹君 金子 道仁君 青島 健太君 高橋 光男君 下野 六太君 嘉田由紀子君 伊藤 孝江君 里見 隆治君 佐々木さやか君 河野 義博君 矢倉 克夫君 平木 大作君 滝波 宏文君 上田 勇君 石川 博崇君 秋野 公造君 三浦 信祐君 馬場 成志君 谷合 正明君

山本 香苗君 山口那津男君 三浦 靖君 船橋 利実君 こやり隆史君 三宅 伸吾君 古賀友一郎君 白坂 亜紀君 生稲 晃子君 越智 俊之君 高橋はるみ君 岩本 剛人君 長峯 誠君 堀井 巖君 酒井 庸行君 太田 房江君 松下 新平君 西田 昌司君 上野 通子君 滝沢 求君 猪口 邦子君 野村 哲郎君 松村 祥史君 堂込麻紀子君 ながえ孝子君 寺田 静君 世耕 弘成君 若林 洋平君 山本佐知子君 梶原 大介君 小林 一大君 清水 真人君 松川 るい君	西田 実仁君 森屋 宏君 本田 颯子君 進藤金日子君 舞立 昇治君 朝日健太郎君 田中 昌史君 赤松 健君 白井 正一君 宮崎 雅夫君 加田 裕之君 豊田 俊郎君 羽生田 俊君 高橋 克法君 北村 経夫君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 古川 俊治君 堂故 茂君 柘植 芳文君 末松 信介君 自見はなこ君 武見 敬三君 神谷 宗幣君 平山佐知子君 鈴木 宗男君 広田 一君 吉井 章君 加藤 明良君 神谷 政幸君 比嘉奈津美君 山田 太郎君 宮本 周司君
---	---

藤木 眞也君 吉川ゆうみ君 渡辺 猛之君 中田 宏君 牧野たかお君 石井 準一君 磯崎 仁彦君 岡田 直樹君 関口 昌一君 野上浩太郎君 高良 鉄美君 浜田 聡君 大野 泰正君 星 北斗君 古庄 玄知君 長谷川英晴君 小野田紀美君 青山 繁晴君 山田 宏君 井上 義行君 江島 潔君 藤川 政人君 森 まさこ君 石井 浩郎君 山谷えり子君 有村 治子君 鶴保 庸介君 山崎 正昭君 山東 昭子君 奥村 政佳君 村田 享子君 高木 真理君 柴 慎一君	山下 雄平君 石田 昌宏君 石井 正弘君 片山さつき君 浅尾慶一郎君 佐藤 正久君 福岡 資麿君 松山 政司君 山本 順三君 大島九州男君 山本 太郎君 上田 清司君 山本 啓介君 藤井 一博君 永井 学君 佐藤 啓君 今井絵理子君 阿達 雅志君 和田 政宗君 赤池 誠章君 三原じゅん子君 丸川 珠代君 青木 一彦君 大家 敏志君 宮沢 洋一君 櫻井 充君 衛藤 晟一君 中曾根弘文君 齊藤健一郎君 大椿ゆうこ君 三上 えり君 古賀 千景君 横沢 高德君
--	--

宮口 治子君 広瀬めぐみ君 岸 真紀子君 足立 敏之君 小沢 雅仁君 小西 洋之君 勝部 賢志君 長谷川 岳君 斎藤 嘉隆君 中西 祐介君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 橋本 聖子君 福山 哲郎君 竹詰 仁君 田村 まみ君 伊藤 孝恵君 羽田 次郎君 浜口 誠君 打越さく良君 磯崎 哲史君 森本 真治君 舟山 康江君 川田 龍平君 大塚 耕平君 船後 靖彦君	塩村あやか君 田島麻衣子君 石垣のりこ君 森屋 隆君 古賀 之士君 熊谷 裕人君 徳永 エリ君 石橋 通宏君 吉川 沙織君 青木 愛君 田名部匡代君 木村 英子君 蓮 舫君 福島みずほ君 水野 素子君 鬼木 誠君 芳賀 道也君 小沼 巧君 石川 大我君 浜野 喜史君 杉尾 秀哉君 川合 孝典君 野田 国義君 榛葉賀津也君 天島 大輔君
--	--

国務大臣
 経済産業大臣 齋藤 健君
 国務大臣 (デジタル大臣) 河野 太郎君

議長の報告事項

一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

吉川 沙織君

補欠

辻元 清美君

山本 博司君

山口那津男君

浜口 誠君

芳賀 道也君

外交防衛委員

辞任

山口那津男君

補欠

山本 博司君

文科学委員

辞任

田村 智子君

補欠

吉良よし子君

農林水産委員

辞任

松野 明美君

補欠

串田 誠一君

経済産業委員

辞任

辻元 清美君

補欠

吉川 沙織君

国土交通委員

辞任

芳賀 道也君

補欠

浜口 誠君

吉良よし子君

補欠

田村 智子君

補欠

辞任

串田 誠一君

補欠

松野 明美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任

奥村 政佳君

補欠

福島みずほ君

石井 苗子君

片山 大介君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任

長峯 誠君

補欠

滝波 宏文君

宮崎 勝君

杉 久武君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

生稲 晃子君

補欠

中西 祐介君

清水 真人君

赤池 誠章君

永井 学君

山本佐知子君

星 北斗君

山本 啓介君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(田村まみ君発議(参第一〇号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

外交防衛委員会に付託

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案(閣法第四一号) 厚生労働委員会に付託

食料供給困難事態対策法案(閣法第二七号)

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案(閣法第四八号)

農林水産委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

令和四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

令和四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

令和四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その三)

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

一、派遣委員

佐々木さやか 古庄 玄知

和田 政宗 牧山ひろえ

伊藤 孝江 川合 孝典

田中 昌史 石川 大我

福島みずほ 清水 貴之

仁比 聡平

一、派遣地 静岡県

一、期間 六月三日 一日間

一、費用 概算二二八、二八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

令和六年五月二十八日 法務委員長 佐々木さやか

参議院議長 尾辻 秀久殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災の発災翌日に菅直人総理が福島第一原発を視察した行為を後世の教訓とすることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五〇号)

日本の水道事業の民営化・外資開放への懸念に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一五一号)

ブラックバス(オオクチバス・コクチバス)等特定外来生物の魚類に関する質問主意書(嘉田由紀子君提出)(第一五二号)

法令で国民に支払いが義務化されている拠出金や賦課金等の経済的影響に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五三号)

定額減税と調整給付の合計額に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一五四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
国語教育政策と言語文化としての日本語の継承に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一四四号)

地方自治体職員の国籍に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一四五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

同日議長は、バプアニューギニア独立国エンガ州において二十四日に発生した地滑りによる被害に対し、ジョブ・ポマツト同国国会議長宛見舞状を発送した。

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任 山口那津男君 補欠 山本 博司君

法務委員
辞任 石川 大我君 補欠 吉川 沙織君

外交防衛委員
辞任 山本 博司君 補欠 谷合 正明君

厚生労働委員
辞任 山本 香苗君 補欠 平木 大作君

農林水産委員
辞任 串田 誠一君 補欠 松野 明美君

経済産業委員
辞任 松村 祥史君 補欠 星 北斗君
(国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの)
(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

国土交通委員
辞任 平木 大作君 補欠 山本 香苗君

環境委員
辞任 谷合 正明君 補欠 山口那津男君
松野 明美君 補欠 串田 誠一君

行政監視委員
辞任 星 北斗君 補欠 松村 祥史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治改革に関する特別委員
辞任 古川 俊治君 補欠 宮崎 雅夫君

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員
辞任 越智 俊之君 補欠 神谷 政幸君
長谷川英晴君 古川 俊治君

同日衆議院から次の議案が提出された。
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第一八号)

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第一九号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

京急蒲田駅を「京急蒲田コハイ駅」とするキャンペーンに関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一五五号)

福島第一原子力発電所の廃止措置と燃料デブリの位置づけに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一五六号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律

審査報告書

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和六年五月二十九日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 長谷川 岳

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、データの

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

品質の確保に関する規定の整備、法人に係る事項の変更が登記された場合に他の法令の規定により義務付けられている当該変更に係る届出を省略する仕組みの創設、公的基礎情報データベースの整備等の推進に関する規定の整備、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政機関等における更なるデータ連携を推進するとともに、他の法令に基づく許認可の申請等の行政手続においても、登記事項証明書の添付をデータ連携によつて不要とすることが可能となるよう検討し、必要な措置を講ずること。

二 公的基礎情報データベース整備改善計画の作成及び同計画に基づくデータ連携の拡大に際しては、行政機関等が保有する個人情報等の利用が際限なく行われることのないよう配慮すること。また、その適正な利用を確保するため、個人情報保護委員会その他の第三者機関の関与について検討すること。

三 本法によつてベース・レジストリの整備及び

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

運用等をデジタル庁と連携して行うこととなる独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人情報処理推進機構に対しては、新たな業務を十分に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

四 国の情報システムの運用については、マイナンバーと個人情報のひも付け誤りを始めとする個人情報の漏えい事案を起こさないよう、誤操作等の発生を前提としたフルプルーフやフェイルセーフの考え方を徹底し、十分な作業期間の確保等、必要な対策をあらかじめ講ずるなど、万全を期すこと。

五 偽造されたマイナンバーカードの券面を用いた成り済ましを防ぐため、対策の周知徹底を図るとともに、厳格な本人確認の確保に必要な措置を早急に講ずること。

六 マイナンバー制度による情報連携については、添付書類の提出等を省略できる行政手続を情報連携により事務処理することが、国民の利便性の向上や行政運営の効率化等につながることに鑑み、その実施状況を把握するとともに、地方公共団体の実態に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。

七 移動端末設備用電子証明書及びカード代替電磁的記録については、我が国で利用されているスマートフォン等の機種に速やかに幅広く搭載できるよう、関係事業者との調整を加速化すること。

八 移動端末設備用電子証明書又はカード代替電磁的記録が搭載されたスマートフォンの譲渡、機種変更、紛失等に際して、電子証明書等が悪

用されることのないような措置を講ずるとともに、失効等に必要な手続等について利用者等に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うこと。

九 オンライン資格確認等システムにおけるスマートフォン等の利用については、医療機関等が円滑に対応できるよう、情報の周知に努めるとともに、必要な支援の在り方について検討すること。

十 次期マイナンバーカードの券面の検討に当たつては、臓器提供意思表示欄が読みやすいもの及び記入しやすいものとなるよう配慮すること。

十一 将来的にマイナンバーカードを物理的なカードとして発行し続けることの必要性について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和六年五月七日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 尾辻 秀久殿

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

第一条 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第二条中「第三十条」の下に「及び第三十四条」を加える。

第二十二条中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第三十一条中「第三十八条第二項第十二号」を「第三十四条及び第三十九条第二項第十二号」に改める。

第三十三条中「第三十八条第二項第十四号」を「第三十九条第二項第十四号」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第二項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

第三十八条を第三十九条とする。

第五章中第三十七条を第三十八条とする。

第四十章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

(データの品質の確保)

第三十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータ(電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ。)を正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節」その他の施策(第十二条・第十三条)を「第四節 特定法人事項変更届出に関する特例(第十二条 第十四条 第十六条)」に、「第十四条」を「第十五条」を「第十八条」に、「第十五条」を「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十三条」を「第二十六条」に改める。

の公的基礎情報データベースの整備及び改善の情報通信技術の効果的な活用を推進する施策(第二十三条)を「第四章 情報通信技術の効果的な活用に関する施策(第十六条・第十七条)」を「第五章 雑則(第十八条・第二十一条)」を「第六章 雑則(第二十三条)第二十六条」に改める。

推進に関する施策(第十九条・第二十条)に改める。

第一条中「施策及び」を「施策、国の公的基礎情報データベース(デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。)の整備及び改善の推進に関する施策並びに」に改める。

第三条第八号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第二項第五号中「迅速に」を「迅速かつ的確に」に改め、「行うために」の下に「データ(電磁的記録として記録された情報をいう。以下同じ。)を加え、同号イ中「電磁的記録」において用いられる」を「データに含まれる」に、「統一し、又はその」を「統一することその他の措置により、データの仕様を共通化し、又はデータの」に改め、「いう」の下に「第十九条第二項第五号及び第二十条第二項において同じ)を加え、同号ロ中「機能又はデータ」を「データ又は機能」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ データの品質の確保(データを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保することをいう。第十九条第二項第四号において同じ。)

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第

十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前の見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第五章を第六章とする。

第四章中第十七条を第二十二号とし、第十六条を第二十一条とし、同章を第五章とする。

第三章中第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

(公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等)

第十九条 政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであつて、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの(次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。)の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画(以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。)を作成しなければならない。

2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

<p>一 計画期間</p> <p>二 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針</p> <p>三 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期</p> <p>四 国の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項</p> <p>五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項</p> <p>六 その他国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、公的基礎情報データベース整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。</p> <p>(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)</p> <p>第二十条 国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従つて国の公的</p>	<p>基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。</p> <p>2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあつては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあつては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>3 国の行政機関等は、第一項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</p> <p>4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が第一項及び前項の規定に基づき講ずる措置に準じて、その保有する公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第二章第四節第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。</p>	<p>第四節 特定法人事項変更届出に関する特例</p> <p>(定義)</p> <p>第十二条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。</p> <p>二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があつた場合における当該変更の登記に係る情報であつて主務省令・法務省令で定めるものをいう。</p> <p>三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであつて、主務省令・法務省令で定めるものをいう。</p> <p>(特定法人事項変更登記情報の求め及び提供)</p> <p>第十三条 特定法人事項変更届出に関して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日(次項及び次条第二項において「休日」という。)を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人(当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。</p>	<p>以下この節において同じ。)の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定による求めを受けた法務大臣は、当該求めに係る特定法人事項変更届出対象法人について、当該求めを受けた日(以下この項において「請求日」という。)に特定法人事項についての変更の登記があつたときは、当該請求日の翌日(当該日が休日である場合にあつては、当該日後の直近の休日でない日)までに、当該求めをした行政機関等に対して、当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報を提供するものとする。</p> <p>3 特定法人事項変更登記情報に関する第一項の規定による求め及び前項の規定による提供は、行政機関等の使用に係る電子計算機及び法務大臣の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて接続された情報交換システム(デジタル社会形成基本法第二十二条に規定する情報交換システムをいう。)を利用して行うものとする。</p> <p>(特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例)</p> <p>第十四条 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記</p>
--	---	--	---

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項変更届出対象法人が特定法人事項の変更があった日から起算して一定の期間が経過する日(以下この項において「届出期限日」という。)までに当該特定法人事項変更届出を行わなければならないことが定められている場合において、届出期限日(届出期限日)が休日である場合にあつては、当該届出期限日直前の休日でない日)の前日までに特定法人事項についての変更の登記があつたにもかかわらず、前条第三項の情報交換システムに係る障害その他の特定法人事項変更届出対象法人の責めに帰することができない事由により、届出期限日の翌日以降に当該変更の登記に係る特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることとなつたときにおける当該他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更についての特定法人事項変更届出は、届出期限日までに行われたものとする。

みなす。

3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条を」第六條の二に、「第十八條の二を」第十八條の五に改める。

第二条第七項中「次に掲げる事項」の下に「のうち第五号に掲げるもの以外のものを」を加え、「第二号」を「次に」に、「を」を除く。「を」のうち第二号及び第五号に掲げるもの以外のものを。以下この項において「カード記載事項」というに、「これらの事項」を「カード記載事項及び同号に掲げる事項並びに本人の写真(当該場合にあつては、カード記載事項及び同号に掲げる事項)」に、「第十八條を」第十六條ただし書及び第十八條に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))を「機構に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第五号までに掲げる事項及び本人の写真(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあつては、当該事項。第十八條の二第二項において「カード代替記録事項」という。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八條の二第二項及び第三項において同じ。)を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

第三条第三項中、「個人番号カード」の下に「(カード代替電磁的記録を含む。以下この項において同じ。))」を加える。

第一章に次の一条を加える。
(特定個人情報保護の確保のための内閣総理大臣の支援)

第六条の二 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最

新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
第九条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第十六条中「当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人であることを確認するための措置として政令で定める」を「次の各号のいずれかに掲げるに改め、同条に次のただし書及び各号を加える。
ただし、当該個人番号利用事務等において性別に係る情報を利用して個人番号利用事務等として主務省令で定めるものの処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、

- 一 個人番号の提供をする者から個人番号カードの提示を受けること。
- 二 個人番号の提供をする者から第十八條の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けるとともに、当該カード代替電磁的記録について同条第七項の規定による確認を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置

第十六条の二第八項中「第十八条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の五第三項」に改める。

第十八条の二の見出しを「個人番号カードの発行等に関する手数料」に改め、同条第一項中「事務」の下に「並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務(第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。)」を加え、同条第三項中「手数料」の下に「カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。」を加え、第三章中同条を第十八条の五とする。

第十八条の次に次の三条を加える。
(カード代替電磁的記録の発行等)

第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者(個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。))第三項第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。)の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限り、第三項又は第十一項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者を除く。)は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第

八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。)に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。

2 前項の申請は、当該申請を行う者(以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。)が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。次項において同じ。)を用いて電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検査符号(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検査符号をいう。)に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替

電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。

4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間(当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあつては、当該満了の日までの期間)とする。

6 カード代替電磁的記録利用者(カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するとき、次条第一項の認定を受けたプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。)を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。

7 前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものとする。

8 カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

9 カード代替電磁的記録は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

- 一 第十七条第十項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者(個人番号カード)が失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効したとき。
- 二 カード代替電磁的記録の有効期間が満了したとき。
- 三 機構が当該カード代替電磁的記録利用者から前項の規定による届出を受けたとき。
- 四 カード代替電磁的記録に記録された事項について、記録誤り又は記録漏れがあることが判明したとき。
- 五 前各号に定めるもののほか、主務省令で定める場合

10 機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、主務省令で定めるところにより、直ちに、当該カード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して、電気通

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデ
ジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

信回線を通じてその旨の通知を送信する措置を講じなければならない。この場合において、機構は、当該移動端末設備が当該通知を受信したことを確認するまでの間、当該措置を継続しなければならない。

11 機構は、第九項第一号に掲げる事由に該当する場合を除き、同項第二号に掲げる事由その他主務省令で定める事由によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、速やかに、当該カード代替電磁的記録の発行を受けていた者に対して新たなカード代替電磁的記録を発行し、これをその者の第一項の移動端末設備に送信するものとする。

12 機構は、第三項若しくは前項の規定によりカード代替電磁的記録を発行した場合又は第九項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、主務省令で定めるところにより、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあつては、戸籍の附票)を備える市町村の長に対し、主務省令で定める事項を通知するものとする。

13 機構は、カード代替電磁的記録に関して、カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理その他主務省令で定める事務を行うものとする。

14 前各項に定めるもののほか、第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行及び送信の手続その他カード代替電磁的記録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定)

第十八条の三 内閣総理大臣は、移動端末設備からカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムについて、当該プログラムを提供する者の申請により、次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

一 カード代替電磁的記録を送信しようとする場合には、自動的に、電気通信回線に接続して当該移動端末設備に対して前条第十項前段の規定による通知(以下この号及び次号において「失効通知」という。)の送信が行われていないことの確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があつた場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。

二 当該移動端末設備が失効通知を受信した場合においては、その旨の通知を機構に対して送信するとともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。

三 カード代替電磁的記録の送信を行うに当たり、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行う機能を有するものであること。

四 その他主務省令で定める基準に適合するものであること。
2 内閣総理大臣は、前項の認定をしたとき

は、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 内閣総理大臣は、前条第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うとするカード代替電磁的記録利用者が第一項の認定を受けたプログラムを容易に利用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に關して必要な事項は、主務省令で定める。
(内閣総理大臣による確認用プログラムの提供等)

第十八条の四 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が行う第十八条の二第七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用する方法により公衆に提供するものとする。

一 当該送信が当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者によつて行われたことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

二 当該送信を受けたカード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

三 その他主務省令で定める機能
2 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が第十八条の二第七項の規定による確認を行うためのプログラム(前項の規定により提供されるプログラムを除く。)について、当該プログラムを提供する者の申請

により、前項各号に掲げる機能を有するものである旨の認定をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の認定に關して必要な事項は、主務省令で定める。
第三十条第一項の表第九十八条第一項第一号の項及び第二百五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第三十八条の八第一項中「及び第十七条第三項」を「第十七条第三項並びに第十八条の二第二項、第三項、第八項及び第十項から第十三項まで」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)を「公的個人認証法」に改める。

第五十一条第一項及び第五十三条から第五十四条までの規定中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。
第五十五条中「交付」の下に「又はカード代替電磁的記録の発行」を加え、「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第五十五条の二中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。
第五十七条第一項中「掲げる」の下に「規定の」を加える。

別表四の項及び十の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表二十六の項中「(以下「社会福祉協議会」と総称する。)」を削り、同表

二十七の項中、「以下同じ」を削り、同表三十七の項中「共済組合等」を削り、「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合若しくはに改め、「をいう。以下同じ。」を削り、同表五十二の項中「以下同じ」を削り、同表六十七の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表七十八の三の項中「昭和四十五年法律第九十号」を削り、同表八十五の項中「以下」後期高齢者医療広域連合と「を削り、同表九十五の項中「以下」中国残留邦人等支援給付等と「を削り、同表九十八の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同表百五の項中「以下同じ」を削り、同表百十二の項中「以下」平成十三年法律第三十九号」といふ。及び削り、同表百二十五の項及び百二十九の項中「以下」の下に「この表において」を加える。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)

第四条 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「作成を行い、並びに」を「作成し」、「普及を行う」を「普及並びに」の公的基礎情報データベース(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律百五十一号)以下「情報通信技術活用法」といふ。第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースをいう。第十一条第一項第五号において同じ。)を構成するデータ(情報通信技術活用法第四条第二項第五号に規定する)データをいう。第十一条第一項第五号において同じ。)

の加工、記録、保存及び提供を行う」に改める。

「第十一条第一項第四号中「次号」を「第七号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 国の行政機関等(情報通信技術活用法第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。)の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこと。

六 情報通信技術活用法第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第十三条及び第十四条中「第六号」を「第八号」に改める。

第二十条第一項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第七号」に改める。

第二十一条を次のように改める。
(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、財務大臣
二 第二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、財務大臣及び内閣総理大臣
三 第二十一条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

ては、財務大臣
2 印刷局に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第五条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第三十四条中「第五十一条第一項第九号」を「第五十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条第一項中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力を行うこと。

第五十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律百五十一号)第三条第二号に掲げる行政機関等をいう。)及び特定公共分野(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十九条第二項第十三号に規定する特定公共分野をいう。)の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号に規定する)データの標準化をいう。)に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこと。

第五十七条を次のように改める。
(主務大臣等)

第五十七条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣
二 第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣
三 第五十一条第一項及び第二項に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣
2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第二十二條の改正規定を除く。)並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定(「第六号」を「第六條の二」に改める部分に限る。次号において同じ。)及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第

六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項第一号の改正規定 公布の日

二 第三条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二章第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定(同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。))並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に発行されている個人番号カードの記載事項及び個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)が当該個人番号カードの提示

を受けた場合における本人確認の措置については、なお従前の例による。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 独立行政法人国立印刷局のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する事業年度の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十五条の十第一項に規定する事業計画に係る同項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の施行の日の属する事業年度」と、「当該事業年度の開始前」とあるのは「遅滞なく」とする。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う準備行為)

第四条 財務大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第六十七条(第三号に係る部分に限る。)の規定の例により、第四条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法第二十一条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第三十五条の九第一項の規定による年度目標の策定又は変更について、財務大臣との協議を行うことができる。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 独立行政法人情報処理推進機構の施行日の属する事業年度の独立行政法人通則法第三十

一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「各事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その中期計画について情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の施行の日以後最初に前条第一項の変更の認可を受けた後遅滞なく、当該変更後の」とする。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為)

第六条 経済産業大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第二十九条第三項及び第六十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定の例により、第五条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律第五十七条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会等の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方税法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第二条第十五項を「第二条第十六項」に改める。
一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

号)第二十条の十一の二

二 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六條第十一項及び第四十條第十四項

三 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四條の七の二第三項第四号ハ

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十四條第一項

五 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十五條の四第五項及び第八十二條の七第五項

六 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第四十六條の二第五項

七 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第十九條の三第五項及び第二十四條の五第五項

八 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。)附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第七十五條の三第五項及び第八十一条の二十四の二第五項並びに令和二年改正法第四条の規定による改正前の地方法人税法第十九條の二第五項

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第二条第六号

二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第七条第六号

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第十条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正)

第十一条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

二条第七項の改正規定中「外国人住民をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二条第八項中「第五号」を「第六号」に改め、「掲げる事項」の下に「外国人住民にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。」を加える。

附則第二条中「次条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受けた個人番号カードの交付を受けている者に対して発行した又は発行する番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の記録事項については、なお従前の例による。

(デジタル庁設置法の一部改正)

第十三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を「同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号」を「第四条第二項第五号ハ」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第十四条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の項中「第二十条」を「第二十五条」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号中「通知並びに」を「通知」に改め、「管理」の下に「並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理」を加える。

審査報告書

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和六年五月三十日

経済産業委員長 森本 真治
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて

我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費は、令和六年度一般会計予算(経済産業省所管)に株式会社日本政策金融公庫補助金約七千万円の内数として、また、同年度政府関係機関予算(株式会社日本政策金融公庫特定事業等促進円滑化業務)に貸付金千九百五十億円の内数として、それぞれ計上されている。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 戦略分野国内生産促進税制については、革新的な技術開発や国際的な市場獲得競争の状況を適切に勘案し、税額控除の期間や産業競争力基盤強化商品の品目等について不断の見直しを行うとともに、この政策目的及び効果を中小企業を含めたサプライチェーン全体にまで広く波及させるよう、価格転嫁対策の強化を含め、必要な措置を講ずること。また、当該税制のほかに、脱炭素製品について、市場価値の向上、国内における生産コストの低減その他競争力確保に必要な措置を講ずること。

二 イノベーション拠点税制については、国際ルールとの整合性や制度の運用状況等を踏まえつつ、真にイノベーションに向けた国内投資を促進するものとなるよう、対象となる所得の範囲、算出方法等について、不断の見直しを行うこと。

三 中堅企業支援及び事業再編支援を実施するに当たっては、支援対象となる中堅企業者の経営力等を適切に評価するとともに、我が国全体の経済成長及び地域に根差した中小企業・小規模事業者の重要性の観点から、事業再編対象の事業者が有する優れた技術・技能を始めとする経営資源や従業員の雇用・賃金が適切に確保されるよう、必要な措置を講ずること。また、中堅・中小企業の事業再編に関わる支援機関及び専門業者の質の確保・向上に向けた取組を進めること。さらに、これらの支援の対象とならない中小企業者についても、地域における雇用やコミュニティ維持の担い手として大きな役割を果たしていることを踏まえ、今後の中小企業政策の実施に当たっては、切り捨てられることのないよう留意すること。

四 スタートアップ支援については、株式会社産業革新投資機構の投資活動に対する継続的な検証及び適時適切な情報開示に努めるとともに、同機構を始めとするスタートアップ支援機関が持つそれぞれの機能を最大限に發揮しつつ、民間のベンチャーキャピタルや事業会社等との連携を強化し、適切な支援環境の整備を進めること。

五 企業と大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画認定制

度を実施するに当たっては、独立行政法人人工業所有権情報・研修館及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が適切な助言等を行うことができるよう、体制強化に取り組むとともに、いわゆるオープン・アード・クローズ戦略について更なる知見醸成に努めること。

六 産業競争力強化法や税制等に基づく事業者に対する各種支援措置については、煩雑な手続を要するものもあることから、利用する事業者の利便性等に十分配慮して手続の簡素化に努めるとともに、その政策的な効果を毎年検証し、公表すること。そして、必要に応じて見直しを行うこと。

七 事業適応計画、特別事業再編計画等の認定を行うに当たっては、下請事業者の価格転嫁に配慮できる基準を設けるなど、サプライチェーン全体として競争力強化が図られるようにすること。右決議する。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和六年五月七日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 尾辻 秀久殿

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

第一条 産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号の一部を次のように改正する。

目次中「特定新事業開拓投資事業」を削り、

「第三款 研究開発施設等の活用(第二十一条の十二)」を「第三款 特定新事業開拓事業活動の第四款 研究開発施設等の活用(第二十五条)」とし、

「第五款 募集新株予約権の機動的な促進(第二十一条の十二)第二十一条の十七、第二十一条の十八)」を「第五款 募集新株予約権の機動的な促進(第二十一条の十九)」とし、

「第二十一条の十三、第二十一条の二十八」を「第二十一条の二十一、第二十一条の三十五」とし、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項中「投資事業有限責任組合」の下に「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 この法律において「特定新事業開拓事業活動」とは、事業者が大学等(大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定めるものをい

う。)と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動であつて、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化(産業標準化法昭和二十四年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する産業標準化をいう。第二十一条の十七において同じ。)をすることが必要であるもの、国際標準化(同法第二条第二項に規定する国際標準化をいう。第二十一条の十三第三項第三号及び第二十一条の十七において同じ。)をすることが必要であるもの、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。第二十一条の十七並びに第一百一条第一項第十号及び第十一号において同じ。)の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。

第二条第十二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第十三項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条第十四項を次のように改める。

14 この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車(専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く)、鉄鋼、基礎化学品(化学製品の原材料である化学品(化石燃料に由来するものを除く)をいう)、燃料その他事業適応

(第十二項第二号に該当するものに限る。)に
資する商品として政令で定める商品であつ
て、今後の我が国産業の基盤となることが見
込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が
市場を獲得することが特に求められるものと
して主務省令で定める要件に該当するもの
をいう。

第二条第十七項第一号中「第二十六項」を
「第二十八項」に改め、同条中第三十五項を第三
十七項とし、第二十三項から第三十四項までを
二項ずつ繰り下げ、第二十二項を第二十三項と
し、同項の次に次の一項を加える。

24 この法律において「中堅企業者」とは、常時
使用する従業員の数が二千人以下の会社及び
個人(中小企業者を除く。)をいう。

第二条中第二十一項を第二十二項とし、第十
八項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第
十七項の次に次の一項を加える。

18 この法律において「特別事業再編」とは、事
業再編のうち、中小企業者(常時使用する従
業員の数が二千人以下のものに限る。)又は中
堅企業者であつて、他の事業者(当該中小企
業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外
国関係法人を除く。以下この項、第二十四条
の二及び第二十四条の三第二項において同
じ。)の経営の支配又は経営資源の取得(主務
省令で定める要件を満たすものに限る。第二
十四条の二第三項第四号及び第六項第三号に
おいて同じ。)を行ったことがあるものが、当
該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を
自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需

要を相当程度開拓することを目的として、次
に掲げる措置により事業の全部又は一部の構
造の変更を行うものをいう。

一 吸収合併

二 吸収分割

三 株式交換

四 株式交付(他の会社(関係事業者を除く。
第六号において同じ。)の総株主の議決権の
百分の五十を超える議決権を保有すること
となるものに限る。)

五 事業又は資産の譲受け

六 他の会社の株式又は持分の取得(当該他
の会社の総株主又は総出資者の議決権の百
分の五十を超える議決権を保有すること
なるものに限る。)

第三章第一節第一款の款名を次のように改め
る。

第一款 外部経営資源活用促進投資
事業及び特定研究成果活用
支援事業の促進

第十五条の見出し中「特定新事業開拓投資事
業」を削り、同条第一項中「次項第三号」を「次
項第二号」に改め、「特定新事業開拓投資事
業を削り、同条第二項中第一号を削り、第二
号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第十六条及び第十七条を削り、第十七条の二
を第十六条とし、第十七条の三を第十七条とす
る。

第十七条の四第一項中「新たに」を「同法第二
条第一項に規定する外国法人をいい、新たに」
に改め、「新株予約権」の下に「(新株予約権付社

債に付されたものを除く。)を加え、「同条第一
項第三号」を「同法第三条第一項第三号」に改
め、「第三十三条第一項において同じ」を削
り、「又は」を「若しくは」に改め、「類似するも
の」の下に「又は外国法人のために発行される暗
号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法
律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号
資産をいう。))を加え、同条第二項中「第十七
条の四第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、
同条を第十七条の二とする。

第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事
業及び」を削り、同条中「特定新事業開拓投資事
業及び」及び「認定特定新事業開拓投資事業組合
が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特
定新事業開拓投資事業を実施するために必要な
資金及び」を削る。

第二十一条の二十八に次の一項を加える。

2 認定事業適応計画に従つて実施されるエネ
ルギー利用環境負荷低減事業適応(当該エネ
ルギー利用環境負荷低減事業適応のための措
置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び
販売であつて、我が国産業の基盤強化に特に
資することその他主務大臣が定める基準に適
合することについて主務大臣の確認を受けた
ものに限る。)を行う認定事業適応事業者が、
当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応の
ための措置として生産及び販売を行った産業
競争力基盤強化商品については、租税特別措
置法で定めるところにより、課税の特例の適
用があるものとする。

第三章第一節の二中第二十一条の二十八を第
三十一条とする。

第二十一条の三十五とする。

第二十一条の二十七中「第二十一条の二十五
第三項」を「第二十一条の三十二第三項」に改
め、同条を第二十一条の三十四とする。

第二十一条の二十六第一項中「第二十一条の
十九第四項各号」を「第二十一条の二十六第四項
各号」に改め、同条を第二十一条の三十三と
し、第二十一条の二十五を第二十一条の三十二
とし、第二十一条の二十八から第二十一条の二十
四までを七条ずつ繰り下げる。

第二十一条の十九第二項中「第二十一条の二
十一」を「第二十一条の二十八」に改め、同条第
四項第二号及び第三号口中「第二十一条の二十
六第一項」を「第二十一条の三十三第一項」に改
め、同条を第二十一条の二十六とする。

第二十一条の十八第一項中「第二十一条の十
三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハ」を
「第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号
ハ」に改め、同条を第二十一条の二十五とす
る。

第二十一条の十七第一項第一号中「又は需要
開拓商品生産設備の導入」を「の導入又は産業競
争力基盤強化商品の生産及び販売」に、「第二十
一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一
項」に改め、同条第二項の表第七十一項の項及
び第七十三条第一号の項中「第二十一条の十七
第二項」を「第二十一条の二十四第二項」に改
め、同表第七十三条第三号の項中「第二十一
条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」
に改め、同表第七十三条第七号の項中「第二十
一条の十七第二項」を「第二十一条の二十四第二

第二十一条の十七第二項」を「第二十一条の二十四第二

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

項に改め、同表附則第四十七条第一項の項中

「第二十一条の十七第一項を「第二十一条の二十四第一項に改め、同条を第二十一条の二十四とし、第二十一条の十六を第二十一条の二十三とし、第二十一条の十五を第二十一条の二十二とし、第二十一条の十四を第二十一条の二十一とする。

第二十一条の十三第一項中、「第二号八及び第三号八」を「及び第二号八」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「第二条第十二項第二号」を「第二条第十二項第一号」に、「第二十一条の二十八」を「第二十一条の三十五第一項」に改め、同号八中「公庫」を「株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。))」に改め、「指定金融機関の下に」(第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号八並びに第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号において同じ。))を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二条第十二項第三号」を「第二条第十二項第二号」に、「及び第二十一条の十七第一項第二号を、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項」に改め、同号口中「及び需要開拓商品生産設備の導入」を「の導入並びに産業競争力基盤強化商品の生産及び販売」に改め、同号を同項第二号とし、同条を第二十一条の二十とする。

第三章第一節第三款中第二十一条の十二を第二十一条の十八とし、同条を同節第四款とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款 募集新株予約権の機動的な発行

第二十一条の十九 設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社(次項及び第三項において単に「株式会社」という。))について、募集新株予約権(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条、第八十三条第一項及び第六十条第一号において同じ。))の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」とあるのは「募集新株予約権の内容(第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。))と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類株式を発行している産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 株式会社は、前項の規定により読み替えて適用する会社法(以下この条において「読替後の会社法」という。))第二百三十九条第一項の決議があつた場合には、その後株主となる

うとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があつた旨を経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならない。

3 読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会。次項前段において同じ。))が募集新株予約権の募集事項(会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいう。以下この項及び次項において同じ。))を定めたときは、株式会社は、その募集新株予約権を割り当てる日(次項第四号において「割当日」という。))の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

4 読替後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととする。又は同項第三号に規定する場合の払込金額(会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額をいう。))が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募

集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

一 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
二 当該募集新株予約権を行使することができる期間

三 当該募集新株予約権の数の上限
四 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

5 前項の規定は、読替後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第二百三十九条第一項の決議」とあるのは「第二百三十九条第一項の決議及び同条第四項の種類株主総会の決議」と、「同項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「第二百三十九条第二項の規定による株主総会の決議」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「当該株主総会」とあるのは「当該種類株主総会」と読み替えるものとする。

第三章第一節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 特定新需要開拓事業活動の促進
(特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針)
第二十一条の十二 経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針(以下この条及び次条第三項第一号において「実施指針」という。))を定めるものとする。

(特別事業再編計画の認定)

第二十四条の二 事業者は、その実施しようとする特別事業再編に関する計画(以下「特別事業再編計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別事業再編の目標

二 特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 特別事業再編の内容及び実施時期

四 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績に関する事項

五 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 特別事業再編に伴う労務に関する事項

4 特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 特別事業再編計画には、認定を受けようとする事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が、第二十八条第三号、第四号

又は第六号に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行った後に、更に次に掲げる措置(当該変更に係る措置の相手方である他の事業者を相手方とするものに限る。)を行う場合には、当該措置に関する計画を含めることができる。

一 吸収合併

二 吸収分割

三 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

四 事業又は資産の譲受け又は譲渡

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 特別事業再編を実施する者が、過去五年以内において、他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行つていないこと。

四 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

五 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構

造の解消に資するものであること。

六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

(特別事業再編計画の変更等)

第二十四条の三 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特別事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特別事業再編事業者又は特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特別事業再編計画」という。)に従つて特別事業再編のための措置を

行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二十五条第一項中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「する場合」の下に「又は特別事業再編計画について第二十四条の二第二項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合」を、「の措置」の下に「又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置」を加え、同条第三項中「事業再編計画」の下に「又は特別事業再編計画」を、「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第二項」を加える。

第二十六条第一項中「認定事業再編計画」の下に「又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)」を加え、「(平成十七年法律第八十六号)を削り、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第二十七条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第二十四条

第二項を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第二十八条第一項中の「特定関係事業者」を「又は認定特別事業再編事業者(以下この節において認定事業者」という。)の特定関係事業者(に、「当該認定事業再編事業者」を「当該認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「他の認定事業再編事業者」を「他の認定事業者」に、「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「規定する認定事業再編事業者」を「規定する認定事業者」に改め、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第四項の表第八十条の項中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を、「第二十四条第一項」の下に「又は第二十四条の三第一項」を加え、同条第五項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第五十一条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七十九条第一項の項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第二十九条第一項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」

画」を「認定計画」に改める。

第三十条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同表第二百一十三条第三項の項並びに同条第二項及び第三項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第四項中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を、「第二十四条第一項」の下に「又は第二十四条の三第一項」を加える。

第三十一条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第三十二条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。
第三十三条を次のように改める。
(中小企業投資育成株式会社の特例)

第三十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別

事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置(当該認定特別事業再編計画に第二十四条の二第五項の措置に関する事項の記載がある場合にあつては、当該措置を含む。次条第二号及び第三十五条第一項第三号において同じ。)を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(同法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。)を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)を保有する事業を行うことができる。

2 前項の規定により中小企業投資育成株式会社が行う事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号に掲げる事業とみなす。
第三十四条中「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な」を「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うために必要な資金
二 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者(第三十五条第一項第三号及び第百四十一条第一項において「認定特別事業再編事業者等」という。) 認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うために必要な資金
第三十四条の次に次の一条を加える。
(独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務等)
第三十四条の二 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者(中堅企業者であつて、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行う。
2 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な助成を行うことができる。
第三十五条第一項中「認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。)を行うのに必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

第五百五十六条第一号中「第二十一条の二十三」を「第二十一条の三十一」に改め、同条第二号中「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の三十二第二項」に改め、同条第三号中「又は第三項から第五項まで」を「第三項又は第四項」に改める。

第五百五十九条中「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項」を「第二十一条の二十五第二項、第二十一条の二十九第二項」に改める。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第二条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「外国法人」の下に「本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。」を加える。

第三条第一項第一号中「並びに」の下に「合同会社又は」を加え、同項第二号中「除く」の下に「。以下同じ」を、「又は」の下に「合同会社若しくは」を加え、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 事業者のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。)の取得及び保有

第三条第二項第八号中「金銭債権」の下に

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

「暗号資産」を加え、同項第十一号中「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2. 前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第八条第二項中「業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分」を「貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るもの」に改める。

第十七条第一号中「第三条第二項第一号」を「第三条第三項第一号」に改める。

(独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正)

第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第三条中「を行う」とともに「を」、中小企業者(特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)第九十九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。)及び試験研究機関等(同法第九十九条の二第三項に規定する試験研究機関等をいう。第十一条第六号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

及び第七号において同じ。)に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに」に改める。

第十一条中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。
第十一条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

七 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るために必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

第十五条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む)は、前条第七号及び第十号の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用する。この場合において、

同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七号第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の事業年度」と読み替えるものとする。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第四条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付(革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であつて、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る)を行うこと。

第十五条中第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。
第十八条中「第十五条第三号」の下に、「第三号の二」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法第七十条第一項並びに第七十一条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中産業競争力強化法第七十条の四第一項の改正規定(「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)」を加える部分に限る。)及び第二条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の改正規定(同項第一号及び第二号に係る部分を除く。) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた第一条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産業競争力強化法」という。)第十六条第一項の規定による特定

新事業開拓投資事業計画(同項に規定する特定新事業開拓投資事業計画をいう。以下この条において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をしようとするかどつかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産業競争力強化法第十六条第一項の認定を受けている特定新事業開拓投資事業計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた特定新事業開拓投資事業計画を含む。)に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 前項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に従つて実施される旧産業競争力強化法第七項に規定する特定新事業開拓投資事業については、旧産業競争力強化法第十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(事業適応計画に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の規定による事業適応計画(同項に規定する事業適応計画をいい、旧産業競争力強化法第二十一条の十三第二項第一号に規定する成長発展事業適応に係るもの及び同項第三号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応(旧産業競争力強化法第十四項に規定する需要開拓商品生産設備の導入に係るものに限る。)に係るものに限る。次項において同じ。)の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をしようとするかどつかの処分がされていないものに係る認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けている事業適応計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認定を受けた事業適応計画を含む。)に関する変更の認定、認定の取消し及び変更の指示、株式会社日本政策金融公庫の行う事業適応促進円滑化業務(旧産業競争力強化法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。)、指定金融機関(旧産業競争力強化法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)の行う事業適応促進業務(旧産業競争力強化法第二十一条の十九第一項に規定する事業適応促進業務をいう。)並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第七条 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二十一条の十二を」第二十一条の十八に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の九の次に次の一条を加える。

(新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例)

第八条の十 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定(同法附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法第十八条の業務及びこれに附帯する業務を行う。

附則第十三条の五第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の六 機構は、附則第八条の十に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のう

ち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の九を「第八条の十」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項及び第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の九」を「第八条の九及び第八条の十」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の九」を「第八条の十」に改め、同表第二十一条第一項の項中「及び第八条の九」を「第八条の九及び第八条の十」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の九」を「第八条の十」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第一号ホ中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「第二条第二十二項」を「第二十一条」に改める。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第六十三条
- 二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律百十三号)第六十一条

令和六年五月三十一日 参議院会議録第二十三号

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十九項第二号」を「第二条第三十一項第二号」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十三条中「同条第一項中」の下に「に同法」とあるのは「に新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第...号。以下この項において「産業競争力強化法改正法」という。)第一条の規定による改正前の産業競争力強化法(以下この項において「旧産業競争力強化法」という。))と、「産業競争力強化法」を加え、「第二条第七項」を「旧産業競争力強化法第二条第七項」と、「産業競争力強化法」とあるのは「旧産業競争力強化法」と、「変更の認定」とあるのは「変更の認定(産業競争力強化法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法第十七条第一項の規定による変更の認定を含む。)」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十三条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第三十号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
送料
本号一部 別冊
料 〇〇 〇〇 別冊